

(各教育事務所長経由)

3教健第119号  
令和3年5月7日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について (依頼)

このことについて、県内ではクラスター発生が相次ぎ、学生など若年層への感染が広がっているところ。また、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、本日開催された県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、別添資料のとおり緊急特別対策をとることが示されました。

つきましては、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を“レベル2”に引き上げることとし、県立学校長に別紙写しのとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましても、下記の期間において、別紙写しを参考にして感染リスクの高い活動を控え、感染症対策の徹底を図るよう、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知して下さるようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver.6)」P18

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日(土)から同月31日(月)まで  
※終了期日に変更となる際は、改めてお知らせします。

(事務担当	義務教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7774)
(	高校教育課	主幹	亀田	電話	024-521-7769)
(	特別支援教育課	主幹	根本	電話	024-521-7779)
(	健康教育課	主幹	鈴木	電話	024-521-7777)



3教健第119号  
令和3年5月7日

各県立学校長 様

教 育 長

### 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、県内ではクラスター発生が相次ぎ、学生など若年層への感染が広がっているところ。また、従来株より感染しやすいと指摘される変異株も確認され拡大傾向にあることから、本日開催された県対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」と判断され、別添資料のとおり緊急特別対策をとることが示されました。

については、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準\*における対応を“レベル2”に引き上げることとしますので、下記のとおり対応願います。その際、別紙「学校における感染症対策について」を参考として感染症対策を一層徹底するよう指導願います。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

\*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P18

### 記

- 1 対象期間 令和3年5月8日（土）から同月31日（月）まで  
※終了期日が変更となる際は、改めて通知します。
- 2 対象期間における対応
  - (1) 感染リスクの高い学習活動\*（部活動を含む）については、停止すること。  
\*「衛生管理マニュアル」P54～59参照
  - (2) 県外への不要不急の往来は自粛すること。県内であっても、感染が拡大している地域への不要不急の往来を控えること。ただし、全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
  - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
  - (4) 部活動における感染症対策について
    - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施すること。
    - ② 活動前後に会食することを控え、会話の際はマスクを着用すること。
    - ③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
  - (5) 学校の実情に応じ、時差通学を検討すること。
  - (6) 学校内における感染症対策について
    - ① 健康観察の徹底
      - ・ 登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。
      - ・ 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。\*「衛生管理マニュアル」P27、50～51参照
    - ② 給食・昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する等を徹底すること。
    - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的に実施すること。
    - ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。
  - (7) その他  
会津地区及びいわき地区に関する令和3年4月23日付け3教高第181号通知及び令和3年5月1日付け3教高第221号通知は、本通知をもって廃止する。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)  
( 特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)  
( 健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)

# 令和3年度福島県新型コロナウイルス緊急特別対策

令和3年5月7日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 県内の状況

- 4月の新規感染者数が**過去最多の887人** 5月は6日間で**309人**
- 過去最多の感染者数を更新 (**5月6日 71人**)
- 従来株よりも感染しやすいと指摘される**変異株も県内で確認され拡大傾向**
- **病床使用率は7割に迫る**高水準

医療提供体制は  
危機的状況

人の流れを抑える



飲食時の感染リスクを抑える

## 緊急特別 対策期間

**5月8日（土）～ 5月31日（月）**  
～自分自身と大切な方の命を守るための5月～

## 県民の皆さまへのお願い

- 県境をまたぐ**不要不急の往来を控えてください。**
- 県内の**感染拡大地域への不要不急の往来は控えてください。**
- 飲食は、**感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と。**

## 施設管理者・事業者の皆さまへのお願い

### ○医療機関、高齢者・障害者（児）施設

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

**感染拡大が見られる地域に所在する施設の職員等にPCR検査を実施**しますので活用をお願いします。

### ○大学・専門学校

**感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起の徹底**をお願いします。

### ○小・中・高等学校

**感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事を控えるなど、感染防止対策の徹底**をお願いします。

### ○飲食店等

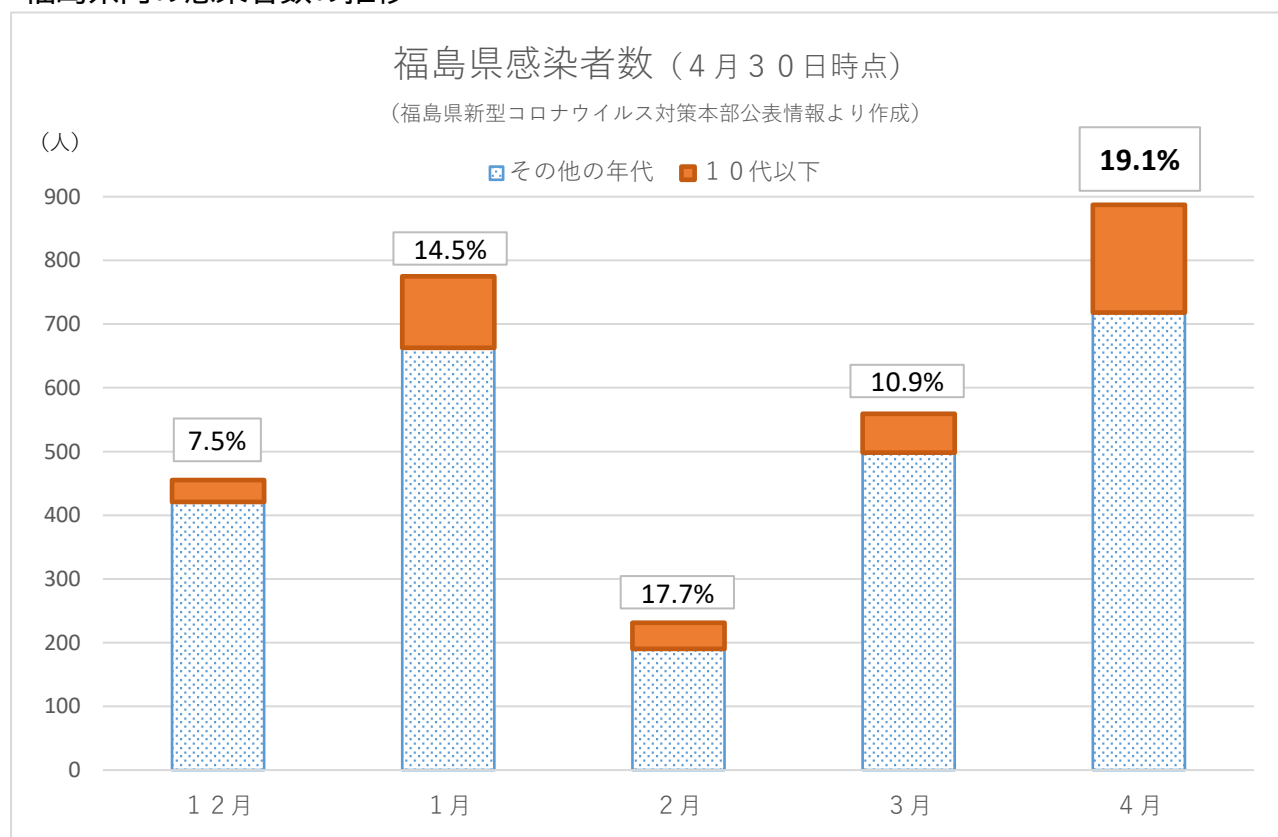
**業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底**をお願いします。

### ○企業

**テレワークやウェブ会議などを活用**して外出機会の縮減をお願いします。

# 学校における感染症対策について

## 1 福島県内の感染者数の推移



\* 10代以下…10代と10代未満の合計であり、公立学校児童生徒以外も含む。

○県内では、4月の感染者総数における10代以下の割合が増加している。

○児童生徒においては、家庭内感染が多いが、クラスター発生による学校内感染や感染経路不明も増加している。

○変異株の影響が懸念されているが、感染症対策はこれまでと同様、3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染症対策が推奨されている。

## 2 学校における感染症対策の確認

- (1) 感染リスクの高い活動を理解し、レベル2対応の活動内容に変更することができるか。
- (2) 健康観察を徹底し、欠席者や体調不良者への対応について共通理解できているか。
- (3) マスク着用を徹底しているか。マスク着用ができないときは、身体的距離をとることができるか。
- (4) 室内の換気の効率を理解し、常時または定期的な換気を実施しているか。
- (5) 清掃を実施し、衛生的な環境を保持しているか。
- (6) 手洗いを徹底しているか。手洗いできないときは、手指消毒を実施しているか。
- (7) 給食等の会食時の感染リスクを理解し、座席配置や換気の強化等の対策を講じているか。
- (8) 保健教育等により感染症についての正しい知識を理解させているか。
- (9) 差別や偏見の防止のための指導を行っているか。

### 3 部活動や対外活動における感染症対策の確認

- (1) 感染リスクの高い活動を理解し、感染リスクの低い活動内容へ変更することができるか。
- (2) 活動場所や備品等の清掃を実施し、衛生的な環境を保持しているか。
- (3) 共有の備品等を使用する際は、手洗いを徹底しているか。
- (4) 屋内の活動では、常時または定期的な換気を実施しているか。
- (5) 健康観察を徹底し、体調不良者への対応について共通理解できているか。
- (6) 宿泊を伴う大会に参加する場合は、宿泊地等の感染状況について確認しているか。
- (7) 関係する外部団体に感染症対策について協力を依頼できているか。

### 4 家庭内における感染症対策の啓発

- (1) 同居する家族等に風邪症状が見られる場合も登校しないことを依頼しているか。
- (2) 家族等の状況に応じて、家庭内においてもマスク着用や手洗いを促すよう啓発しているか。
- (3) 家庭内においても、清掃や換気を行い、衛生的な環境を保持するよう啓発しているか。
- (4) 基本的な生活習慣をととのえ、体調管理を心がけるよう指導しているか。

### 5 感染者が発生した場合の対応

○感染拡大防止のため、以下の点についてシミュレーションしておくことが望まれる。

- (1) 家庭から連絡を受けたら、保健所や医療機関からどのような指示を受けたか確認する。
- (2) 各教育委員会へ第一報を入れる。
- (3) 保健所からの依頼により、学校内での濃厚接触者等特定のために必要な情報を提供する。  
座席表や時間割、部活動状況等について準備しておく。  
\*マスク着用の有無や換気の実施状況、飲食時の状況等についても確認しておく。  
\*基本的に聞き取り調査は保健所が行う。必要に応じて保健所の依頼により情報収集に協力する。
- (4) 児童生徒、教職員の健康状態を確認する。必要に応じて、体調確認チェックシート等の記録から症状の有無を確認する。
- (5) 学校内の消毒範囲等について、保健所に相談し、消毒作業を実施する。
- (6) 各教育委員会、保健所との相談により、臨時休業の必要の有無、実施する範囲（全校・学年・学級）や期間等を決める。
- (7) 臨時休業について、保護者へ連絡する。連絡方法については、事前に検討しておく。  
同様に臨時休業期間中の留意事項について、児童生徒へ連絡する。  
\*臨時休業期間中は、自宅等で待機して健康観察することを伝える。  
\*犯人さがしや原因追及など詮索せず、差別や偏見による誹謗中傷することがないよう伝える。